

令和4年5月16日

建築物石綿含有建材調査者講習

1. 合格基準

- (1) 修了考査の採点は、受講者が受講した各科目の配点の合計をもって満点とする。
- (2) 合格は、受験した各科目の得点が各科目の配点の40パーセント以上であつて、かつ、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の60パーセント以上である場合とする。
- (3) 前項の合格基準に合致しない者及び不正行為を行った者は、不合格とする。

2. 過去の修了考査問題

- (1) 令和3年度 修了考査問題：別紙1のとおり

以上

科目 1：建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識 1 (配点：10点)

問 1：「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査、現地調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。
- ② 国内では、1960（昭和35）年から、吹付け石綿が販売されていた。
- ③ 2006（平成18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
- ④ 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2に該当する建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、レベル1、2の建材について石綿含有の有無を確認する必要がある。

問 2：「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の一部の総称である。
- ② 角閃石系に分類されるクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。
- ③ アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。
- ④ 石綿の特性として、引張りに強く、摩擦・磨耗にも強い点がある。

問 3：「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 非喫煙者の肺がん死亡率は、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約2倍となっている。
- ② 粉じんの吸入約1年後の肺内の残留率は、非喫煙者では約10%であるのに対して、喫煙者では、約50%になるとの報告がある。
- ③ 石綿累積ばく露量（石綿ばく露濃度×石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関がある。
- ④ 石綿繊維の直径は、髪の毛の5000分の1程度であり、肉眼では繊維が見えなくても、実際には石綿が高濃度で浮遊している場合がある。

問 4：「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康への影響評価」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 建設業における石綿関連労災認定は、2006（平成18）年以降、1年あたり、おおむね、約1,000名である。
- ② 建築物に使用されている吹付け石綿の目視判断による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確である。
- ③ 肺がんの死亡率は石綿ばく露量に比例し、中皮腫の死亡率は石綿ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- ④ 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1980（昭和55）年以降竣工した建築物の優先順位が最も高い。

科目2：建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識2 (配点：10点)

問1：「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に1968（昭和43）年に制定された。
- ② 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当しない。
- ③ 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
- ④ 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果は、その内容を表示した掲示板の設置が必要である。

問2：「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、元請業者又は自主施工者である。
- ② 建築基準法では、建築物等の増改築時には、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールを全て除去することが義務付けられており、例外の適用はない。
- ③ 建築基準法(第12条)における定期報告の対象となる建築物の場合、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用の有無のみが報告事項となっている。
- ④ 調査対象となる優先順位の考え方は、吹付け石綿などに対する規制などの経緯や、飛散した場合の健康被害への影響の大きさなどに着目して、建築時期の古い建築物、未成年者が長く滞在する建築物、災害時の緊急利用が求められる建築物を優先的な調査対象としている。

問3：「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材のうち、工事の対象となる工区内のみの建材について調査をする必要がある。
- ② 石綿は建築物以外では、鉄道施設、発電所、化学プラント、清掃工場及び各種の設備に併設される煙突などの工作物に多く使用されてきたが、機械・工具の類には使用されていない。
- ③ 調査対象の石綿含有建材の劣化が進んでいて、早期に何らかの対策が必要であれば、石綿含有建材調査者はその旨を所有者などに報告する。
- ④ 石綿含有建材調査者には、石綿含有建材の維持管理方法に関する知識は求められていない。

問4：「事前調査の具体的手順の例」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査は、現地調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
- ② 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、現地調査で成形板の裏面のJIS表示や不燃番号等を確認して判定する方法がある。
- ③ 現地調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、書面調査結果を優先する。
- ④ 現地調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、みなし含有判定と分析による含有・無含有判定は、判定結果の持つ意味合いが異なるため、報告書には判定手法の違いが分かるように明記する。

科目3：石綿含有建材の建築図面調査（配点：35点）

問1：「建築一般」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法では、建物利用者の生命及び安全の確保を図ることのみを目的に、建築物の防火規制を定めている。
- ② 建築基準法において「壁及び構造上重要ではない間仕切り壁」は、建築物の主要構造部である。
- ③ 解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。
- ④ 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能は同一である。

問2：「建築一般」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、垂直方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
- ② 建築基準法で定められている「堅穴区画」について、1967（昭和42）年以降、5層以上の堅穴には、堅穴区画が必要となった。
- ③ 建築基準法において、同じ建築物の中に異なる用途が存在し、それぞれの管理形態（営業時間など）が異なる場合でも、用途や管理形態の異なる部分を区画することは、特に定められていない。
- ④ S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などへの耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。

問3：「建築設備」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 給排水設備では、石綿はボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に使われているが、ボイラー室の壁や天井には、吹付け石綿は使用されていない。
- ② レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、防火区画を担保するために、グリーストラップ下端に耐火被覆が施工されている。
- ③ ペリメータカウンターには、空調設備が設置されていることが多く、配管の石綿含有保温材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿などが施工されている。
- ④ 昇降機のシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。

問4：「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類され、石綿含有吹付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け工法のみである。
- ② スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレース部などの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当せず、飛散性は無い。
- ③ 石綿含有吹付けロックウール（湿式）は比重が大きく硬いので、吸音（遮音ではない）を目的とした吹付け石綿には使用されていないと推測できる。
- ④ 石綿含有吹付けパーライトは、耐火被覆が必要とされる部位に使用されている。

問5：「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有吹付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として温式工法が開発され、現在では温式工法により石綿が含有されていない吹付けロックウールが施工されている。
- ② 石綿含有吹付けロックウールの「乾式吹付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「バーミキュライト」と「水」である。
- ③ 柱、はりの耐火被覆及び耐火間仕切り壁に用いられる石綿含有吹付けロックウールの湿式吹付けの比重は、0.3以上(耐火の場合)である。
- ④ 石綿含有建材の最終製造年あくまで目安であり、使用時期以降でも石綿を含有している場合があるので注意する。

問6：「レベル3の石綿含有建材」に関する次の記述において、カッコ内に入る**正しい語句の組み合わせ**を、(選択肢)①～④のうちから一つ選びなさい。

(ア) において、石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に (イ) を取り寄せたり、分析により確認する。製品を特定できない場合は石綿含有とみなすか (ウ) 。

(選択肢)

	ア	イ	ウ
①	書面調査	製品カタログ	分析により確認する
②	事前調査	取扱い説明書	不明と判定する
③	事前調査	証明書	分析により確認する
④	現地調査	製品カタログ	不明と判定する

問7：「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 「aマーク」は、石綿則改正に伴い義務化された表示で、平成元年に石綿含有率5重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により、平成7年には石綿含有率1重量パーセント超に変更された。
- ② 「aマーク」の表示は、通常は製品1枚に1か所なので「aマークがあれば”石綿あり”といえるが、なくても”石綿無し”とはいえないことに注意する。
- ③ レベル3の建材において、「無石綿」「無石綿製品」の表示があっても、その表示は製造時の法令による基準におけるものであり、現在の0.1重量パーセント基準では、それだけでは石綿無しとはいえない。
- ④ 石綿含有スレートボードには、フレキシブル板、平板、軟質板及び軟質フレキシブル板の4種類があるが、外見だけでは判別が非常に難しいため、調査においてはスレートボードとしてまとめてもよい。

問8：「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有スラグせっこう板の大半の製品が、「不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。
- ② 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので内装材として使われるが、外装材には使用されていない。
- ③ 石綿含有パーライト板は、主に、工場、倉庫、事務所などの内装材として壁材及び天井下地材に使用されている。
- ④ 石綿含有ビニル床タイルは、事務所、病院、公共施設などの床に多く使用されている。

問9：「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査の一連の過程において、より多くの有用な情報が得られるよう、調査者は、建築一般、建築設備、石綿含有建材の背景知識を習得しておくことが重要であるが、防火材料については特に必要ない。
- ② 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。
- ③ 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているので、建築物の現状を現したものとして考えてよい。
- ④ 書面調査の結果をもって調査を終了せず、石綿等の使用状況を網羅的に把握するため、現地調査を行う必要がある【2006（平成18）年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く】。

問10：「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「構造計算書」などがある。
- ② 建築物を建設するにあたり、担当官庁（建築指導課・消防署など）に建築物を建てる許可を得るために「建築確認申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を建築確認図面と言う。
- ③ 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- ④ 施工図の内容は詳細事項が多いが、解説量が豊富なので専門知識がなくても理解できる。

問11：「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合には、建築図面が紛失され、建築図面が入手できないことも多い。
- ② 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できる。
- ③ 内部仕上表には、間仕切壁や天井裏、ペリメータカウンター内や外壁等の裏打ちなどの直接見ることのできない部分の建材も記載されている。
- ④ 矩計図や矩計詳細図には、断面詳細が記載されており、建築物の納まりや寸法などの他、天井の裏側や梁と外壁との関係なども読み取ることが可能である。

問12：「建築図面の入手」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 調査に当たる際は、建築確認図などの設計図書の借用書を作成し、「施工会社」から借用させてもらう。
- ② 建築図面などの借用時には、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明は特に必要ない。
- ③ 建築図面などを借用する場合、複製であっても、使用後に返却しなければならない。
- ④ 建築図面などの借用時に、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明をした場合は、借用書の作成は不要である。

問13：ア、イ、ウ、エは、「石綿含有建材情報の入手方法」についての記述である。適切(○)な記述、不適切(×)な記述の**組合わせとして正しいもの**を(選択肢)①～④のうちから一つ選びなさい。

- ア 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。
- イ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。
- ウ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。
- エ 認定番号によりデータ照合する場合、認定番号が同じであれば、「石綿あり」のものと「石綿無し」のものが混在することはないと考えてよい。

(選択肢)

	ア	イ	ウ	エ
①	×	×	○	×
②	○	×	○	×
③	○	○	×	×
④	×	×	×	○

問14：ア、イ、ウ、エは「書面調査結果の整理」に関する記述である。これらの記述の中から**正しいものがいくつあるか**、(選択肢)①～④のうちから一つ選びなさい。

- ア 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、調査者が現地調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いればよい。
- イ 見落としを防ぐためには、各棟・各階ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。
- ウ 網羅的調査（現地調査の準備）とは、解体や改修を行う部位の「一部の建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
- エ 必要に応じて、石綿データベース等により当該建材の特徴等を調べて、「整合性の確認表」に記入しておくことも現地調査の際に有効である。

(選択肢)

- ① 1つ
- ② 2つ
- ③ 3つ
- ④ 4つ

科目4：現場調査の実際と留意点（配点：35点）

問1：ア、イ、ウ、エは、「現地調査の流れ」についての記述である。適切(○)な記述、不適切(×)な記述の**組合せとして正しいもの**を(選択肢)①～④のうちから一つ選びなさい。

- ア 現地調査では、発注者のさまざまな制約条件があるので、事前に計画を立てても無駄になることが多いため、石綿含有建材調査者のその場その場での判断により実施するのが最も効率的である。
- イ 建築物を調査する際には、書面調査の結果がある場合はそれに基づき、一方書面調査で実施できなかった場合には現地調査時に建築物の概況を把握し、それぞれの場合に応じて、各個室などの建材使用状況を確認する。
- ウ 建築物の書面調査の結果、書面調査で決めた箇所から採取した試料の分析方法は、石綿含有建材調査者自らの責任で決める。
- エ 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。

(選択肢)

	ア	イ	ウ	エ
①	×	×	○	○
②	×	○	○	×
③	○	×	×	×
④	×	○	×	○

問2：「事前準備」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 調査に必要な試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意する。
- ② 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2又はRL2）と同等以上の性能を有するものとする。
- ③ 試料採取時には、防護服(JIS T 8115 化学防護服タイプ5)又は専用の作業衣(JIS T 8118 静電気帯電防止作業服)を着用する。
- ④ 調査対象の現場が高所の時には、墜落制止用器具を着用する。

問3：「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を一つ選びなさい。

- ① 採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのが効率的な調査方法である。
- ② 現地調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くの石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終わるようにする。
- ③ 現地調査は、調査者が現地に到着し建築物を確認した時点から始まり、まず建築物の外観をじっくり観察する。
- ④ 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認する必要はない。

問4：「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 関係者へのヒアリングにおいて、建築当初の施工物とは異なるのではないか等の疑問を感じた場合には、所有者に対して当該建築物の改修履歴を確認する。
- ② 関係者へのヒアリングを行う際には、調査対象の建築物のことは石綿含有建材調査者よりヒアリング相手のほうが詳しいので、相手の話を十分に聞いて否定しないこと。
- ③ 現地調査の最大の留意点は調査ミスをしないうことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているかなどの疑いの目を持つことが重要である。
- ④ 石綿含有建材の使用の有無については、改修工事が行われた場合でも、設計図書等に必ず明記されている。

問5：「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
- ② 試料採取の際、除去等の作業のように大量の粉じんが発塵するわけではないが、防じんマスクのフィルターは、2～3ヶ月に1度程度は交換することが望ましい。
- ③ 安全措置が確保ができていないような箇所では、決して無理をしない。何よりも安全が第一であり、試料採取に危険を伴う場合は調査報告書に採取不能であった理由を記載すればよい。
- ④ 石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「12カ月以内ごとに1回」、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。

問6：「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① レベル1の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断は出来ない。過去の記録等で「石綿なし」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。
- ② レベル1の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないという判定を行わないこと。
- ③ レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合がある。
- ④ 現地調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、分析を行わないで石綿含有と「みなす」ことも認められている。

問7：「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 天井点検口の材料は、天井使用材と異なる可能性はない。
- ② せっこうボードの大半は裏面に表示があり、メーカーによって一部の記載事項は異なるが、メーカー名、認定番号（指定番号）、製造工場名、J I Sマーク、製造年などの情報が記載されている。
- ③ 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示の可能性はないため、一つの表示で判断できる。
- ④ せっこうボードにおいて、不燃番号が制度改正以降のNMやQMといった新番号の表記は、「平成10年5月以降の製品」なので、石綿無含有と判断できる。

問8：「試料採取」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査及び現地調査等で、石綿含有の有無が明らかとならなかったものについては分析を行う必要がある。
- ② 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てのものを使用する等、必要な措置を講じる。
- ③ 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、その接着している材料は、剥離しないこと。
- ④ 試料を採取する建材が破損しやすく、剥離が困難な場合は、運搬時などに混ざってしまわないように注意するとともに、分析者に分析対象部分を明確に指定することが重要である。

問9：「試料採取」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、「モルタル」を表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。
- ② 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地まで必ず貫通しての試料の採取を前提に行う。
- ③ 主成分が「バーミキュライト」主体の吹付け材に関しては、厚み1 mm以下がほとんどのため、この場合は「10cm²角程度」の試料採取を行う。
- ④ 平屋建ての建築物で施工範囲が 3000m²未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の2箇所以上、1箇所当たり10cm³程度の試料をそれぞれ採取する。

問10：「試料採取」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。
- ② 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、実際に使用されている「製品名」を特定することは難しいので、分析により判定する。
- ③ 複層仕上塗材は下地への付着強度が高いため、下地と主材層との界面からきれいに剥離除去できない場合が多いと考えられる。このような場合は、主材層を部分的に破壊して採取することとなる。
- ④ 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の2箇所から1箇所当たり100cm²程度を目安に試料を採取する。

問11：「試料採取」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 成形板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
- ② 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。
- ③ 複層仕上塗材は表面に凹凸模様のテクスチャー（質感）が付与されていることが多く、これらの凹凸部分を形成している主材は、場所によって組成にバラつきがある。
- ④ 厚付け仕上塗材（スタッコ仕上げなど）は、上塗材が必ずある。

問12：「現地調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、**正しいもの**を一つ選びなさい。

- ① 撮影時のカメラの画素数は、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準ずる必要はない。
- ② 撮影に際しては、対象物は近接撮影（アップ）を行うが、特に広角撮影は行わなくてよい。
- ③ デジカメはメモ代わりにもなるから、たくさん撮影することが編集に役立つ。また念のため1シーンを2枚ずつ同じ位置で連続して撮ることに留意する。
- ④ 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみではなく、その中間に該当する抽象的な表現だが「やや劣化」という分類が必要となってくる。

問13：ア、イ、ウ、エは、「建材の石綿分析」に関する記述である。これらの記述の中から**不適切なものがいくつあるか**、(選択肢)①～④のうちから一つ選びなさい。

- ア 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
- イ 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能である。
- ウ 定性分析の方法として、「定性分析法1」、「定性分析法2」、「定性分析法3」の3種類がある。
- エ 定性分析方法1及び定性分析方法2は、“アスベストの含有の有無の判定基準”は同じである。

(選択肢)

- ① 1つ
- ② 2つ
- ③ 3つ
- ④ 4つ

問14：「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する次の記述において、カッコ内に入る**正しい語句の組み合わせ**を(選択肢)①～④のうちから一つ選びなさい。

建築物石綿含有建材調査者は、(**ア**)から調査結果の説明を求められた場合には、「1.(**イ**)」、「2.(**ウ**)」、「3.(**エ**)」の3点を簡潔に説明する必要がある。

(選択肢)

	ア	イ	ウ	エ
①	近隣住民	作業の時間帯	作業の方法	住民への健康リスク
②	行政機関	試料採取の方法	分析の方法	今後の維持管理の方法
③	建築物所有者	石綿含有の有無	含有していた場合のリスク	今後の維持管理の方法
④	建築物所有者	作業の方法	試料採取の方法	工事費用

科目5：建築物石綿含有建材報告書の作成（配点：10点）

問1：「現地調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 所有者情報提供依頼概要欄における調査報告書の有無は、過去に実施した調査報告書が存在する場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。
- ② 所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合は、竣工図・仕上表・矩計図に○をす。その他の図面は具体的名称を記載する。
- ③ 所有者情報提供依頼概要欄における調査者記入欄は、調査者が事前に実施した所有者へのヒアリング内容や実際に調査した上でのコメントを記載する。
- ④ 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。

問2：「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどを行うことは避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
- ② 外観の記入にあたっての注意事項として、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるだけでなく、近寄って写真に収めておく。
- ③ 外観の記入においては、外壁の構造の種別に違いはないため、建築物正面側の化粧仕上に注視すればよい。
- ④ 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称での記載は不可である。

問3：「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、**不適切**なものを一つ選びなさい。

- ① 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
- ② 現地調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
- ③ 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果であった場合は、分析機関の判定を採用することが重要である。
- ④ 石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているため、内容についての十分な説明は依頼者へ対しての責務である。

問4：「所有者等への報告」に関する①～④の記述のうち、**正しい**ものを一つ選びなさい。

- ① 建築物の所有者等へ調査報告書には、現地調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、現地調査個票は省略することができる。
- ② 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
- ③ 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。
- ④ 建築物等の所有者も石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までではなく、調査を終了した月から3年間記録を保存することが望ましい。